

○北九州市契約規則(抜粋)

(設計変更による契約金額)

第28条 前条第1項により契約を変更したときの変更契約金額は、原設計工費をもって原契約金額を除して得た比率を、変更設計工費に乗じた金額とする。ただし、契約の性質により契約書に特別の定めがあるとき、または市長が別に定めたときは、この限りでない。

○北九州市契約規則の運用について(抜粋)

第28条関係

- 1 変更後の契約金額は、原設計工費(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額)をもって原契約金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額)を除して得た比率(以下「請負比率」という。)を、変更設計工費(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額)に乗じて得た金額(当該金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)に消費税及び地方消費税に相当する額を加えたものとする。ただし、法令等別に定めのある場合は、その定めるところによる。
- 2 請負比率の算定については、原設計工費が7桁までの場合は小数点以下第4位まで算出(小数点第5位以下切捨)し、原設計工費が7桁を1桁増すごとに小数点以下の位取を1位増すものとする。